

費用のご案内（企業様向け）

虎ノ門さくら総合法律事務所
〒105-0003
東京都港区西新橋 1 丁目 20 番 3 号 虎ノ門法曹ビル 7013
TEL 03-6205-7086 FAX 03-6205-7087
info@torasaku-sogo.com

●相談料：5,500 円／30 分

●債権回収

	着手金	報酬金
事件の経済的利益が 300 万円以下の場合	経済的利益の 8 %	経済的利益の 16 %
300 万円を超え 3000 万円以下の場合	経済的利益の 5 % + 9 万円	経済的利益 10 % + 10 万円
3000 万円を超え 3 億円以下の場合	経済的利益の 3 % + 69 万円	経済的利益の 6 % + 138 万円
3 億円を超える場合	経済的利益の 2 % + 369 万円	経済的利益の 4 % + 738 万円

※仮差押の申立をする場合、追加着手金として、上記着手金 50 %

※強制執行の申立をする場合、追加着手金として、10 万円（税別）

●企業設立支援

弁護士費用 20 万円

実費預かり 10 万円

●契約文書の作成

〔定型文書の場合〕	
経済的利益が 1000 万円未満の場合	5 万円～10 万円
経済的利益が 1000 万円以上 1 億円未満の場合	10 万円～30 万円
経済的利益が 1 億円以上の場合	30 万円～

〔非定型文書の場合〕	
------------	--

経済的利益が300万円未満の場合	10万円
経済的利益が300万円以上3000万円未満の場合	経済的利益の1% + 7万円
経済的利益が3000万円以上3億円未満の場合	経済的利益の0.3% + 28万円

※なお、特に複雑又は特殊な場合は協議により定める額

●人事・労務

〔賃金請求に関する対応〕	着手金	報酬金
請求金額が300万円以下の場合	請求金額の8%	減額分の16%
300万円を超え3000万円以下の場合	請求金額の5% + 9万円	減額分の10% + 10万円
3000万円を超え3億円以下の場合	請求金額の3% + 69万円	減額分の6% + 138万円
3億円を超える場合	請求金額の2% + 369万円	減額分の4% + 738万円

〔解雇無効確認訴訟・地位保全の仮処分〕	着手金	報酬金
対象従業員の年収が300万円以下の場合	30万円	50万円
300万円を超え3000万円未満の場合	対象従業員の年収の5% + 9万円	対象従業員の年収の10% + 18万円
3000万円を超える場合	協議により定める額	協議により定める額

●事業承継

	着手金	報酬金
〔遺言執行など、M&A的手法を使わない場合〕	30万円～50万円	なし
〔M&A的手法を使う場合〕	100万円～300万円	譲渡企業の時価総資産額（営業権含む）の5%程度